

平成16年2月5日
総務省

KDDI株式会社に対する業務改善命令について

総務省は、電気通信事業紛争処理委員会の答申を受け、本日、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第36条第4項に基づく業務の改善を命じました。

KDDI株式会社は、かつて、子会社である第二種電気通信事業者を通じ、18の地方公共団体等に対し、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、総務省はKDDIに対し業務改善命令（総基料第70号の5）を行っています。

このたび、同業務改善命令後もKDDIが民間企業向けの電話サービスについて届け出た料金を下回る料金でサービスを提供していた事例12件が判明しました。これらは、いずれも上記業務改善命令以前から実施されていたものであり、上記業務改善命令を受けて、KDDIは本来速やかに是正のための措置を講じる必要がありましたが、現在までに3件は是正されたものの、残る9件については是正されていません。

このように、上記業務改善命令後、現時点においても、なお是正されていない行為により、利用者の利益を阻害している状況が現在でも継続していると認められることから、電気通信事業紛争処理委員会に諮問を行ったところであり、同委員会からの答申を受け、法第36条第4項に基づき、本日、KDDIに対し、別紙のとおり業務の改善を命じました。

(参考)

本件のこれまでの経緯

平成16年1月23日 KDDIからの聴聞の実施
平成16年1月29日 電気通信事業紛争処理委員会へ諮問
平成16年2月 4日 電気通信事業紛争処理委員会から答申

連絡先: 総合通信基盤局料金サービス課
(担当: 深町課長補佐、黒澤係長)
電話: (代表) 03 - 5253 - 5111
(内線) 5845
(直通) 03 - 5253 - 5845
FAX: 03 - 5253 - 5848

別紙

平成16年2月5日

KDDI株式会社
代表取締役社長 小野寺 正 様

総務大臣 麻生 太郎

業務の改善について(命令)

貴社はかつて、子会社であるKCOMを通じ、18の地方公共団体等に対し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたが、当該行為は法第7条及び第31条第9項に違反し、法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」場合に当たると認められたことから、利用者の利益を確保するため、平成14年4月19日、当省は貴社に対し業務改善命令(総基料第70号の5)を行った。

このたび、貴社が、民間企業向けの電話サービスについて、上記業務改善命令後も届け出た料金を下回る料金でサービスを提供しているのではないかとの申出が当省にあり、貴社に事実関係の報告を求めたところ、市外通話が45%から67%割引、国際通話が31%から80%割引等、法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していた事例12件が明らかとなった。

今回明らかとなった12件は、いずれも上記業務改善命令以前から法第31条第1項の規定により届け出た料金を下回る料金により電気通信役務を提供していたものであり、上記業務改善命令を受けて、貴社は、本来速やかに是正のための措置を講じる必要があったところ、現在までに3件は是正されているが、9件については是正されていない。

以上から、上記業務改善命令後、現時点においてもなお法第36条第4項の「第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」状況が継続していると認められることから、同項に基づき、利用者の利益を確保するために、以下のとおり業務の改善を命ずる。

- 1 今回新たに明らかとなった、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた12件のうち、現時点で実際の提供条件と契約約款記載の提供条件とがそごを来たしている9件について、1か月以内には是正すること。
- 2 今回明らかとなった12件以外にも、業務改善命令後、届け出た料金を下回る料金により電話サービスを提供していた事例がないか調査を行い、そうした事例が判明し、現時点で是正されていない場合は、1と同様、1か月以内には是正すること。
- 3 法令等の遵守のための内部管理体制等の充実及び強化を図ること。
- 4 1、2及び3により講じた措置について、1か月以内に当省に報告すること。